

肥料の表示について

- 普通肥料の保証票 —
- 特殊肥料の品質表示 —
- 施用上の注意などの表示 —

(独) 農林水産消費安全技術センター
(FAMIC : ファミック)

平成29年11月

I	はじめに	1
II	普通肥料の保証票について	2
1	保証票の種類	2
	(1) 生産業者による保証票	2
	(2) 輸入業者による保証票	2
	(3) 販売業者による保証票	3
2	保証票の記載例	3
	(1) 生産業者保証票（汚泥肥料等以外の普通肥料の場合）の記載例	4
	(2) 生産業者保証票（汚泥肥料等の普通肥料の場合）の記載例	7
	(3) 指定配合肥料生産業者保証票の記載例	9
3	原料の種類記載方法	10
	(1) 汚泥肥料等以外の普通肥料（指定配合肥料を除く）の場合	10
	ア 原料の種類を保証票に記載しなければいけない肥料の種類	10
	イ 記載する原料の種類	11
	ウ 原料の種類表記方法	11
	（ア）統合表示名称で記載するもの	11
	（イ）公定規格で分類されている肥料の種類名で記載するもの	11
	（ウ）「仮登録肥料」や「指定配合肥料」と記載するもの	12
	（エ）特殊肥料の指定名で記載するもの	12
	（オ）原料の実態で記載するもの	12
	（カ）「該当なし」と記載するもの	12
	エ 原料の種類記載順序	12
	オ 使用しない場合がある原料の記載方法	12
	カ 統合表示名称のうちわけの記載方法	12
	キ 原料とする普通肥料の保証票に、今まで説明してきたような原料の記載がある場合の記載方法	12
	(2) 汚泥肥料等の普通肥料の場合	13
	ア 原料の種類表記方法	13
	イ 原料の種類記載順序	13
	ウ 使用しない場合がある原料の記載方法	13
	(3) 指定配合肥料の場合	13
	ア 原料の種類を保証票に記載しなければいけない肥料の種類	13
	イ 原料の種類表記方法	13
	（ア）統合表示名称で記載するもの	13
	（イ）公定規格で分類されている肥料の種類名で記載するもの	14
	（ウ）「指定配合肥料」と記載するもの	14
	ウ 原料の種類記載順序	14
	エ 使用しない場合がある原料の記載方法	14
	オ 統合表示名称のうちわけの記載方法	14
	カ 指定配合肥料を原料とした場合の記載方法	14

（４）農林水産大臣の確認を受けた工程において	
製造された肥料（確認済肥料）の場合	15
ア 原料の種類を保証票に記載しなければいけない肥料の種類	15
イ 原料の種類を表記方法	15
ウ 原料の種類に記載順序	15
エ 使用しない場合がある原料の記載方法	15
４ 材料の種類、名称及び使用量の記載方法	15
（１）材料の種類	15
（２）材料の記載方法	15
ア 家庭園芸用肥料以外の普通肥料	15
イ 家庭園芸用肥料の場合	16
５ 主要な成分の含有量と炭素窒素比の記載方法	16
（１）窒素全量、りん酸全量、加里全量	16
（２）銅全量	16
（３）亜鉛全量	16
（４）石灰全量	16
（５）硫黄分全量	17
（６）炭素窒素比	17
６ 輸入肥料の原産国の表示	17
（１）表示場所	17
（２）表示例	17
７ 保証票の様式…保証票の様式 1 から様式 2 1 までを記載します。	18
（１）様式 1	18
（２）様式 2	20
（３）様式 3	22
（４）様式 4	24
（５）様式 5	26
（６）様式 6	28
（７）様式 7	30
（８）様式 8	32
（９）様式 9	34
（１０）様式 1 0	36
（１１）様式 1 1	38
（１２）様式 1 2	40
（１３）様式 1 3	42
（１４）様式 1 4	44
（１５）様式 1 5	46
（１６）様式 1 6	48
（１７）様式 1 7	50
（１８）様式 1 8	52

(19) 様式 19	54
(20) 様式 20	56
(21) 様式 21	58
Ⅲ 特殊肥料の品質表示について	60
1 はじめに	60
2 品質表示の記載例	60
3 品質表示の表示の仕方について	62
(1) 肥料を容器に入れる場合	62
(2) バラの場合	62
4 品質表示票の大きさ	63
5 表示に用いる文字の色や大きさ	63
Ⅳ 特殊肥料の一般的表示について	64
1 はじめに	64
2 表示例	64
Ⅴ 施用上の注意などの表示について	66
Ⅵ その他の注意表示について	68
Ⅶ 「家庭園芸専用」の表示について	69

I はじめに

生産、輸入又は販売する肥料は、原則として肥料取締法に基づく表示の義務があります。

表示は、大きく分けると、

- ① 普通肥料の場合は、保証票の表示の義務
- ② 特殊肥料のうち「堆肥」と「動物の排せつ物」については品質表示の義務
- ③ 農林水産省告示で定められた施用上の注意などについての表示の義務となります。

以下、順をおって説明していきますので、表示の際の参考にしてください。

II 普通肥料の保証票について

1 保証票の種類

保証票は、生産業者、輸入業者及び販売業者によるものがあります。

(1) 生産業者による保証票

生産業者は、普通肥料を生産したときは、すみやかに当該肥料の容器に生産業者保証票の表示をしなければなりません。

ア 登録された肥料について

(ア) 日本国内で生産した場合

a 汚泥肥料等以外の普通肥料の場合 → 生産業者保証票 (様式1)

b 汚泥肥料等の普通肥料の場合 → 生産業者保証票 (様式2)

(イ) 日本国外の生産業者が日本国外で生産した場合(登録外国生産肥料の場合)

a 汚泥肥料等以外の普通肥料の場合 → 登録外国生産肥料生産業者保証票 (様式3)

b 汚泥肥料等の普通肥料の場合 → 登録外国生産肥料生産業者保証票 (様式4)

イ 仮登録された肥料について

(ア) 日本国内で生産した場合 → 仮登録生産業者保証票 (様式5)

(イ) 日本国外の生産業者が日本国外で生産した場合(外国生産肥料の仮登録の場合)

→ 仮登録外国生産肥料生産業者保証票(様式6)

ウ 指定配合肥料について → 指定配合肥料生産業者保証票 (様式7)

(2) 輸入業者による保証票

輸入業者は、普通肥料を輸入したときは、すみやかに当該肥料の容器に輸入業者保証票の表示をしなければなりません。

ア 登録された肥料について(登録外国生産肥料を除く)

(ア) 汚泥肥料等以外の普通肥料の場合 → 輸入業者保証票 (様式8)

(イ) 汚泥肥料等の普通肥料の場合 → 輸入業者保証票 (様式9)

イ 登録外国生産肥料について

(ア) 輸入業者が、汚泥肥料等以外の登録外国生産肥料について、肥料が入っている袋などを開いた場合、肥料を入れる袋などを変えた場合、バラの肥料を袋などに入れた場合 → 登録外国生産肥料輸入業者保証票(様式10)

(イ) 輸入業者が、汚泥肥料等の登録外国生産肥料について、肥料が入っている袋などを開いた場合、肥料を入れる袋などを変えた場合、バラの肥料を袋などに入れた場合 → 登録外国生産肥料輸入業者保証票(様式11)

(ウ) 輸入業者が、登録外国生産肥料の荷姿を変えずに、そのまま輸入・販売する場合は、表示されている登録外国生産肥料生産業者保証票のままにしておかなければなりません。登録外国生産肥料輸入業者保証票の表示はできません。

ウ 仮登録された肥料について(仮登録外国生産肥料を除く)

→ 仮登録輸入業者保証票 (様式12)

エ 仮登録外国生産肥料について

(ア) 輸入業者が、仮登録外国生産肥料について、肥料が入っている袋などを開いた場合、肥料を入れる袋などを変えた場合、バラの肥料を袋などに入れた場合

→ 仮登録外国生産肥料輸入業者保証票(様式13)

(イ) 輸入業者が、仮登録外国生産肥料の荷姿を変えずに、そのまま輸入・販売する場合は、表示されている仮登録外国生産肥料生産業者保証票のままにしておかなければなりません。仮登録外国生産肥料輸入業者保証票の表示はできません。

オ 指定配合肥料の場合 → 指定配合肥料輸入業者保証票 (様式14)

(3) 販売業者による保証票

販売業者は、普通肥料について、肥料が入っている袋などを開いた場合、肥料を入れる袋などを変えた場合、バラの肥料を袋などに入れた場合は、すみやかに当該肥料の容器に販売業者保証票の表示をしなければなりません。

肥料の荷姿を変えずに、そのまま入手・販売する場合は、表示されている保証票のままにしておかなければなりません。販売業者保証票の表示はできません。

ア 登録された肥料(登録外国生産肥料を除く)について

(ア) 汚泥肥料等以外の普通肥料の場合 → 販売業者保証票 (様式15)

(イ) 汚泥肥料等の普通肥料の場合 → 販売業者保証票 (様式16)

イ 登録外国生産肥料について

(ア) 汚泥肥料等以外の普通肥料の場合 → 登録外国生産肥料販売業者保証票 (様式17)

(イ) 汚泥肥料等の普通肥料の場合 → 登録外国生産肥料販売業者保証票 (様式18)

ウ 仮登録された肥料について(仮登録外国生産肥料を除く)

→ 仮登録販売業者保証票 (様式19)

エ 仮登録外国生産肥料について → 仮登録外国生産肥料販売業者保証票 (様式20)

オ 指定配合肥料の場合 → 指定配合肥料販売業者保証票 (様式21)

2 保証票の記載例

保証票の例を記載します。1で説明した場合に応じ、様式1から様式21にしたがって、記載例のとおりに表示してください。

(1) 生産業者保証票（汚泥肥料等以外の普通肥料の場合）の記載例

*1

○	
生産業者保証票	
登録番号	生第〇〇〇〇〇号 *2
肥料の種類	化成肥料 *2
肥料の名称	有機入り化成肥料1号 *2
保証成分量(%)	窒素全量 10.0 *2
	内アンモニア性窒素 8.0
	硝酸性窒素 1.0
	りん酸全量 10.0
	内く溶性りん酸 9.6
	内水溶性りん酸 5.0
	加里全量 10.0
	内水溶性加里 10.0
	く溶性苦土 2.0
	く溶性ほう素 0.30
	内水溶性ほう素 0.10
原料の種類 *3	
(窒素全量を保証又は含有する原料)	
尿素、骨粉質類〈蒸製骨粉〉、動物かす粉末類〈肉かす粉末〉、化成肥料〔副産有機質原料〕、(魚粉類)	
備考：1 窒素全量の量の割合の大きい順である。	
2 () 内の原料は原料事情等により使用しないことがあり、この場合の窒素全量の量の割合の順位は、「尿素、骨粉質類〈蒸製骨粉〉、動物かす粉末類〈肉かす粉末〉、化成肥料〔副産有機質原料〕」となる。	
3 < > 内は骨粉質類及び動物かす粉末類の内容である。	
4 [] 内は化成肥料の窒素全量を含有する原料である。	
5 蒸製骨粉は、牛及び豚に由来するものである。	
6 肉かす粉末は、牛及び豚に由来するものである。	
(農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料)	
蒸製骨粉、肉かす粉末	
備考：1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。	
2 蒸製骨粉及び肉かす粉末は、牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。	
材料の種類、名称及び使用量 *4	
(使用されている効果発現促進材)	
硫酸第一鉄(鉄として)	1.7%
硫酸銅(銅として)	0.02%

硫酸亜鉛（亜鉛として）	0.02%
モリブデン酸アンモニウム（モリブデンとして）	0.06%
（使用されている硝酸化成抑制材）	
N-2,5ジクロルフェニルサクシナミド酸（DCS）	0.12%
（使用されている組成均一化促進材） 石こう *5	
（使用されている着色材） カーボンブラック *5	
（使用されている摂取防止材） 消石灰	5% *6

混入した物の名称及び混入の割合（%）

2,2,3,3-テトラフルオルプロピオン酸ナトリウム	4.0%
----------------------------	------

正味重量 20キログラム

生産した年月*7 平成〇〇年〇〇月

生産業者の氏名又は名称及び住所 *2

〇〇〇〇株式会社

埼玉県さいたま市北袋町一丁目21番地2号

生産した事業場の名称及び所在地 *8

〇〇〇〇株式会社 本社工場

埼玉県さいたま市北袋町一丁目21番地2号

*1 肥料の容器に保証票を直接印刷したり、直接はりつける場合は、この一番上の部分は必要ありません。

*2 登録証に記載のとおりに表示してください。

*3 原料の種類に記載方法は、「3 原料の種類に記載方法」で説明しているとおりで

す。
なお、原料の種類をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「原料の種類」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。

*4 材料の種類、名称及び使用量の記載方法は、「4 材料の種類、名称及び使用量の記載方法」で説明しているとおりで

す。
なお、材料の種類、名称及び使用量をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「材料の種類、名称及び使用量」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。

*5 配合に当たって原料として使用する肥料に使用された組成均一化促進材又は着色材については、記載しなくても問題ありません。

*6 配合に当たって原料として使用する肥料に使用された摂取防止材については、使用量を記載する必要はありません。

*7 生産した年月をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「生産した年月」を「登録番号」の上に表示するか、「生産した年月」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。

*8 登録申請書に記載したとおりに記載してください。

生産した事業場の名称及び所在地をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「生産した事業場の名称及び所在地」を「登録番号」の上に表示するか、「生産した事業場の名称及び所在地」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができません。

なお、事前に届け出た略称により、生産した事業場の名称と所在地を記載することもできます。

*9 荷口番号や出荷年月を保証票の中に表示することができますが、その場合、「荷口番号」や「出荷年月」の文字を表示し、そのあとに記載してください。

(2) 生産業者保証票（汚泥肥料等の普通肥料の場合）の記載例

*1

○	
生産業者保証票	
登録番号	生第〇〇〇〇〇号 *2
肥料の種類	汚泥発酵肥料 *2
肥料の名称	汚泥たい肥1号 *2
原料の種類 *3	
(原料)	
	下水汚泥、食品工業汚泥、肉骨粉、(鶏ふん)、(植物質加工残さ)
備考：1	生産に当たって使用された重量の大きい順である。
2	()内の原料は原料事情等により使用しないことがあり、この場合の使用原料の重量の順位は、
	① 植物質加工残さを使用しない場合「下水汚泥、食品工業汚泥、鶏ふん、肉骨粉」
	② 鶏ふんを使用しない場合「下水汚泥、食品工業汚泥、肉骨粉、植物質加工残さ」
	③ 鶏ふん及び植物質加工残さを使用しない場合「下水汚泥、食品工業汚泥、肉骨粉」となる。
3	食品工業汚泥及び肉骨粉は、牛及び豚に由来するものである。
	(農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料)
	食品工業汚泥、肉骨粉
備考：1	生産に当たって使用された重量の大きい順である。
2	食品工業汚泥及び肉骨粉は、牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。
材料の種類、名称及び使用量 *4	
(使用されている着色材)	カーボンブラック *5
(使用されている摂取防止材)	消石灰 5% *6
正味重量	20キログラム
生産した年月*7	平成〇〇年〇〇月
生産業者の氏名又は名称及び住所 *2	
	〇〇〇〇株式会社
	埼玉県さいたま市北袋町一丁目21番地2号
生産した事業場の名称及び所在地 *8	
	〇〇〇〇株式会社 本社工場
	埼玉県さいたま市北袋町一丁目21番地2号

主要な成分の含有量 *9	
窒素全量	2.0%
りん酸全量	1.0%
加里全量	0.5%未満

銅全量	350mg/kg
亜鉛全量	950mg/kg
石灰全量	15.0%
炭素窒素比 *9	5

- *1 肥料の容器に保証票を直接印刷したり、直接はりつける場合は、この一番上の部分は必要ありません。
- *2 登録証に記載のとおりに表示してください。
- *3 原料の種類に記載方法は、「3 原料の種類に記載方法」で説明しているとおりで
す。
なお、原料の種類をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「原料の種類」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。
- *4 材料の種類、名称及び使用量の記載方法は、「4 材料の種類、名称及び使用量の記載方法」で説明しているとおりで
す。
なお、材料の種類、名称及び使用量をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「材料の種類、名称及び使用量」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。
- *5 配合に当たって原料として使用する肥料に使用された組成均一化促進材又は着色材については、記載しなくても問題ありません。
- *6 配合に当たって原料として使用する肥料に使用された摂取防止材については、使用量を記載する必要はありません。
- *7 生産した年月をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「生産した年月」を「登録番号」の上に表示するか、「生産した年月」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。
- *8 登録申請書に記載したとおりに記載してください。
生産した事業場の名称及び所在地をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「生産した事業場の名称及び所在地」を「登録番号」の上に表示するか、「生産した事業場の名称及び所在地」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。
なお、事前に届け出た略称により、生産した事業場の名称と所在地を記載することもできます。
- *9 主要な成分の含有量と炭素窒素比の記載方法は、「5 主要な成分の含有量と炭素窒素比の記載方法」で説明しているとおりで
す。
なお、平均的な測定値を表示する場合は、「主要な成分の含有量（生産した事業場における平均的な測定値）」と記載してください。
- *10 荷口番号や出荷年月を保証票の中に表示することができますが、その場合、「荷口番号」や「出荷年月」の文字を表示し、そのあとに記載してください。

(3) 指定配合肥料生産業者保証票の記載例

*1

○	
指定配合肥料 生産業者保証票	
肥料の名称	有機入り配合肥料 1号 *2
保証成分量(%)	窒素全量 10.0
	内アンモニア性窒素 8.0
	りん酸全量 10.0
	加里全量 10.0
	内水溶性加里 10.0
原料の種類 *3	
(配合原料)	
	硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料〔植物油かす類、骨粉質類(肉骨粉)〕、(魚粉類)
備考：1	重量割合の大きい順である。
2	()内の原料は、原料事情等により使用しないことがあり、この場合の使用原料の重量割合の順位は、「硫酸アンモニア、指定配合肥料〔植物油かす類、骨粉質類(肉骨粉)〕、塩化加里」となる。
3	< >内は骨粉質類の内容である。
4	[]内は指定配合肥料の配合原料である。
5	指定配合肥料の原料として使用されている肉骨粉は、豚及び牛に由来するものである。
	(農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料)
	肉骨粉
備考：	肉骨粉は、牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。
材料の種類、名称及び使用量	
(使用されている効果発現促進材) *4	
硫酸第一鉄(鉄として)	1.7%
(使用されている摂取防止材) パームアッシュ *5	
正味重量	20キログラム
生産した年月*6	平成〇〇年〇〇月
生産業者の氏名又は名称及び住所 *2	
	〇〇〇〇株式会社
	埼玉県さいたま市北袋町一丁目21番地2号
生産した事業場の名称及び所在地 *7	
	〇〇〇〇株式会社 本社工場
	埼玉県さいたま市北袋町一丁目21番地2号

*1 肥料の容器に保証票を直接印刷したり、直接はりつける場合は、この一番上の部分は必要ありません。

*2 指定配合肥料生産業者届出書に記載したとおりに表示してください。

*3 原料の種類に記載方法は、「3 原料の種類に記載方法」で説明しているとおりで

す。
なお、原料の種類をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「原料の種類」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。

*4 材料の種類、名称及び使用量の記載方法は、「4 材料の種類、名称及び使用量の記載方法」で説明しているとおりで

す。
材料の種類、名称及び使用量をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「材料の種類、名称及び使用量」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。

なお、指定配合肥料の原料に材料が使用されている場合、このような記載が必要になるものであり、指定配合肥料の生産に当たり、表示を要する材料を使用することはできません。

*5 配合に当たって原料として使用する肥料に使用された摂取防止材については、使用量を記載する必要はありません。

*6 生産した年月をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「生産した年月」を「肥料の名称」の上に表示するか、「生産した年月」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。

*7 指定配合肥料生産業者届出書に記載したとおりに記載してください。

生産した事業場の名称及び所在地をこの様式にしたがって表示することが困難な場合は、「生産した事業場の名称及び所在地」を「肥料の名称」の上に表示するか、「生産した事業場の名称及び所在地」欄に記載場所を表示し、他の場所に表示することができます。

なお、事前に届け出た略称により、生産した事業場の名称と所在地を記載することもできます。

*8 荷口番号や出荷年月を保証票の中に表示することができますが、その場合、「荷口番号」や「出荷年月」の文字を表示し、そのあとに記載してください。

3 原料の種類に記載方法

(1) 汚泥肥料等以外の普通肥料（指定配合肥料を除く）の場合

ア 原料の種類を保証票に記載しなければいけない肥料の種類
窒素全量を保証した登録肥料。

ただし、以下の種類の肥料については、原料の種類を表示する必要はありません。

○尿素

○アセトアルデヒド縮合尿素

○イソブチルアルデヒド縮合尿素

- 硫酸グアニル尿素
- オキサミド
- 石灰窒素
- 被覆窒素肥料
- グリオキサール縮合尿素
- ホルムアルデヒド加工尿素肥料
- メチロール尿素重合肥料
- 副産窒素肥料
- 液体副産窒素肥料
- 有機質肥料
- 家庭園芸用肥料

イ 記載する原料の種類

窒素全量を保証している原料と、窒素全量含有している原料に限る。

ウ 原料の種類を表記方法

(ア) 統合表示名称で記載するもの

下の表の第1欄に記載されている原料については、第2欄に記載されている統合表示名称で記載してください。

第 1 欄	第 2 欄 (統合表示名称)
魚かす粉末、干魚肥料粉末、魚節煮かす、蒸製魚鱗及びその粉末	魚粉類
肉かす粉末、蒸製てい角粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、蒸製皮革粉	動物かす粉末類
肉骨粉、蒸製てい角骨粉、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製鶏骨粉	骨粉質類
干蚕蛹粉末、蚕蛹油かす及びその粉末、絹紡蚕蛹くず	蚕蛹かす粉末類
大豆油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末、ひまし油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末、その他草本性植物油かす及びその粉末、カポック油かす及びその粉末、とうもろこしはい芽油かす及びその粉末	植物油かす類
とうもろこしはい芽及びその粉末、たばこくず肥料粉末、甘草かす粉末、豆腐かす乾燥肥料、えんじゆかす粉末	植物かす粉末類

(イ) 公定規格で分類されている肥料の種類名で記載するもの

公定規格が定められている肥料で、上の表に記載されていないものについては、公定規格に記載されている肥料の種類名を記載してください。

(ウ) 「仮登録肥料」や「指定配合肥料」と記載するもの

「仮登録肥料」や「指定配合肥料」については、「仮登録肥料」「指定配合肥料」と記載してください。

(エ) 特殊肥料の指定名で記載するもの

特殊肥料については、特殊肥料として指定されている名称で記載してください。

(オ) 原料の実態で記載するもの

(ア) から (エ) 以外で窒素全量を含有している原料の場合は、「副産有機質原料」のような、原料の実態を表す名称で記載してください。

(カ) 「該当なし」と記載するもの

アンモニア性窒素や硝酸性窒素しか含有していない場合は、「該当なし」と記載してください。

エ 原料の種類に記載順序

製品に占める窒素全量の量の割合の大きい原料から順に記載してください。

この場合、先に示した保証票の記載例 (p 4) のとおり、備考で「窒素全量の量の割合の大きい順である。」と記載してください。

オ 使用しない場合がある原料の記載方法

原料事情などにより、原料として使用しないことがある場合、有機質肥料に限り、原料名に () をつけて記載することができます。この場合、() をつける原料の数は3以下であり、また原料として記載されている全ての有機質肥料に () をつけることはできません。

なお、先に示した保証票の記載例のとおり、備考欄に () 内は原料として使用しないことがあることの説明書きが必要です。

カ 統合表示名称のうちわけの記載方法

ウの (ア) の統合表示名称で記載した場合、動物かす粉末類及び骨粉質類については、これら統合表示名称の次に < > をつけて、肥料の原料として使用した上の表の第1欄に記載されている原料をすべて記載してください。

また、先に示した保証票の記載例のとおり、備考欄に原料に用いられた牛、豚、鶏等由来する動物種を記載することができます。

そのほかの統合表示名称についても、同様に記載することができますが、その場合も、肥料の原料として使用した上の表の第1欄に記載されている原料をすべて記載してください。

なお、先に示した保証票の記載例のとおり、備考欄に < > 内は統合表示名称のうちわけであることの説明書きが必要です。

キ 原料とする普通肥料の保証票に、今まで説明してきたような原料の記載がある場合の記載方法

窒素全量を保証する化成肥料、配合肥料、仮登録肥料などを原料とした場合、これらの原料とする肥料の保証票に、今まで説明してきたのと同じく原料の種類が表

示されています。この場合は、「化成肥料 []」、「配合肥料 []」、「仮登録肥料 []」のように記載し、[]の中には今まで説明してきたアからカまでの方法にしたがい、原料を記載してください。なお、先に示した保証票の記載例のとおり、備考欄に [] 内はそれらの肥料の窒素全量を含む原料であることの説明書きが必要です。

(2) 汚泥肥料等の普通肥料の場合

ア 原料の種類を表記方法

「下水汚泥」、「鶏ふん」などの最も一般的な名称で記載してください。

また、先に示した保証票の記載例のとおり、肉骨粉や蒸製骨粉などの動物由来の原料については、備考欄に原料に用いられた牛、豚、鶏等由来する動物種を記載することができます。

イ 原料の種類に記載順序

生産に当たって使用された重量の大きい原料から順に記載してください。

この場合、先に示した保証票の記載例（p7）のとおり、備考欄に「生産に当たって使用された重量の大きい順である。」と記載してください。

ウ 使用しない場合がある原料の記載方法

原料事情などにより、原料として使用しないことがある場合、その原料名に（ ）をつけて記載することができます。この場合、記載されている全ての原料に（ ）をつけることはできません。

なお、先に示した保証票の記載例のとおり、備考欄に（ ）内は原料として使用しないことがあることの説明書きが必要です。

(3) 指定配合肥料の場合

ア 原料の種類を保証票に記載しなければいけない肥料の種類

指定配合肥料は、原料の種類が表示が必要です。ただし、家庭園芸用肥料である指定配合肥料については、原料の種類を記載する必要がありません。

イ 原料の種類を表記方法

(ア) 統合表示名称で記載するもの

下の表の第1欄に記載されている原料については、第2欄に記載されている統合表示名称で記載してください。

第 1 欄	第 2 欄 (統合表示名称)
魚かす粉末、干魚肥料粉末、魚節煮かす、蒸製魚鱗及びその粉末	魚粉類
肉かす粉末、蒸製てい角粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、蒸製皮革粉	動物かす粉末類
肉骨粉、蒸製てい角骨粉、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製鶏骨粉	骨粉質類
干蚕蛹粉末、蚕蛹油かす及びその粉末、絹紡蚕蛹くず	蚕蛹かす粉末類

大豆油かす及びその粉末、なたね油かす及びその粉末、わたみ油かす及びその粉末、落花生油かす及びその粉末、あまに油かす及びその粉末、ごま油かす及びその粉末、ひまし油かす及びその粉末、米ぬか油かす及びその粉末、その他草本性植物油かす及びその粉末、カポック油かす及びその粉末、とうもろこしはい芽油かす及びその粉末	植物油かす類
とうもろこしはい芽及びその粉末、たばこくず肥料粉末、甘草かす粉末、豆腐かす乾燥肥料、えんじゆかす粉末	植物かす粉末類

(イ) 公定規格で分類されている肥料の種類名で記載するもの

公定規格が定められている肥料で、上の表に記載されていないものについては、公定規格に記載されている肥料の種類名を記載してください。

(ウ) 「指定配合肥料」と記載するもの

「指定配合肥料」については、そのとおり記載してください。

ウ 原料の種類記載順序

製品に占める重量割合の大きい原料から順に記載してください。

この場合、先に示した保証票の記載例（p9）のとおり、備考欄に「重量割合の大きい順である。」と記載してください。

エ 使用しない場合がある原料の記載方法

原料事情などにより、原料として使用しないことがある場合、有機質肥料に限り、原料名に（ ）をつけて記載することができます。この場合、（ ）をつける原料の数は3以下であり、また原料として記載されている全ての有機質肥料に（ ）をつけることはできません。

なお、先に示した保証票の記載例のとおり、備考欄に（ ）内は原料として使用しないことがあることの説明書きが必要です。

オ 統合表示名称のうちわけの記載方法

イの（ア）の統合表示名称で記載した場合、動物かす粉末類及び骨粉質類については、これら統合表示名称の次に〈 〉をつけて、肥料の原料として使用した上の表の第1欄に記載されている原料をすべて記載してください。

また、先に示した保証票の記載例のとおり、備考欄に原料に用いられた牛、豚、鶏等由来する動物種を記載することができます。

そのほかの統合表示名称についても、同様に記載することができますが、その場合も、肥料の原料として使用した上の表の第1欄に記載されている原料をすべて記載してください。

なお、先に示した保証票の記載例のとおり、備考欄に〈 〉内は統合表示名称のうちわけであることの説明書きが同時に必要です。

カ 指定配合肥料を原料とした場合の記載方法

家庭園芸用肥料ではない指定配合肥料を原料とした場合は、「指定配合肥料」と

記載し、そのあとに [] をつけ、 [] の中にアからオまでにしたがって原料を記載してください。また、先に示した保証票の記載例のとおり、備考欄に [] 内は指定配合肥料の配合原料であることの説明書きが必要です。

(4) 農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された肥料（確認済肥料）の場合

ア 原料の種類を保証票に記載しなければいけない肥料の種類

牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された肥料（確認済肥料）を含む普通肥料については、下の記載例に従って農林水産大臣の確認を受けたことの説明書きを記載してください。

イ 原料の種類を表記方法

特殊肥料については、特殊肥料として指定されている名称で記載し、普通肥料については、肥料の種類名で記載し、それ以外の肥料については、もっとも一般的な名称で記載してください。

ウ 原料の種類に記載順序

生産に当たって使用された重量の大きい原料から順に記載してください。

この場合、備考欄に「生産に当たって使用された重量の大きい順である。」と記載してください。

エ 使用しない場合がある原料の記載方法

原料事情などにより、原料として使用しないことがある場合、その原料名に

() をつけて記載することができます。この場合、記載されている全ての原料に () をつけることはできません。

(記載例)

(農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料)

蒸製骨粉、(骨灰)

備考：1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。

2 () 内の原料は、原料事情により使用しない場合がある。

3 蒸製骨粉及び骨灰は、牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。

4 材料の種類、名称及び使用量の記載方法

保証票に記載しなければならない材料の種類などは、次のとおりです。

(1) 材料の種類

ア 効果発現促進材（効果の発現を促進する材料）

イ 硝酸化成抑制材（土壌中における硝酸化成を抑制する材料）

ウ 組成均一化促進材（組成の均一化を促進する材料）

エ 着色材（着色する材料）

オ 摂取防止材（牛等の摂取の防止に効果があると認められる材料）

(2) 材料の記載方法

下の記載例に従って、材料の名称別に記載してください。

ア 家庭園芸用肥料以外の普通肥料

効果発現促進材、硝酸化成抑制材及び摂取防止材については、その種類、名称及

び使用量を記載してください。ただし、配合に当たって原料として使用した肥料に使用された摂取防止材については、使用量を記載する必要はありません。その種類及び名称を記載してください。

組成均一化促進材及び着色材については、その種類及び名称を記載してください。なお、配合に当たって原料に使用した肥料に使用された組成均一化促進材及び着色材については、記載しなくても問題ありません。

イ 家庭園芸用肥料の場合

家庭園芸用肥料の場合は材料の種類のみを記載してください。

(記載例)

ア 家庭園芸用肥料以外の普通肥料

(使用されている効果発現促進材)	
硫酸第一鉄 (鉄として)	1. 7%
硫酸銅 (銅として)	0. 02%
硫酸亜鉛 (亜鉛として)	0. 02%
(使用されている硝酸化成抑制材)	
N-2, 5ジクロルフェニルサクシナミド酸 (DCS)	0. 12%
(使用されている組成均一化促進材)	
石こう	
(使用されている着色材)	
カーボンブラック	
(使用されている摂取防止材)	
消石灰	5%

イ 家庭園芸用肥料

(使用されている材料)	
効果発現促進材及び着色材	

5 主要な成分の含有量と炭素窒素比の記載方法

汚泥肥料等の主要な成分の含有量と炭素窒素比の記載方法は、次のとおりです。

(1) 窒素全量、りん酸全量、加里全量

小数点以下第1位までを%単位で記載します。0. 5%未満である場合は、「0. 5%未満」と記載することができます。

(2) 銅全量

現物の肥料1kg当たり300mg以上含有する場合に限り、mg/kgの単位で整数で記載します。

(3) 亜鉛全量

現物の肥料1kg当たり900mg以上含有する場合に限り、mg/kgの単位で整数で記載します。

(4) 石灰全量

現物の肥料1kg当たり150g以上含有する場合に限り、小数点以下第1位までを%単

位で表示します。

(5) 硫黄分全量

硫黄及びその化合物に限り、小数点以下第1位までを%単位で記載します。

(6) 炭素窒素比

整数で記載します。

6 輸入肥料の原産国の表示

輸入された肥料で、加工されることなくそのまま肥料として農家等に販売される場合には、原産国の表示をお願いいたします。輸入された肥料を単に小分けして袋などに詰め替える場合も、原産国を表示してください。なお、国名よりも地名のほうが一般に知られている場合には、原産国名ではなく、原産地名を表示することができます。

表示方法は次のとおりです。

(1) 表示場所

輸入業者保証票や販売業者保証票などの保証票のわくの下などの見やすい場所に表示してください。

(2) 表示例

△△国製、 MADE IN△△、 原産国：△△、 原産地：△△

7 保証票の様式…保証票の様式1から様式21までを記載します。

(1) 様式1

○	↑ 4cm 2cm ↓
生産業者保証票	* 4cm 2cm ↓
登録番号 肥料の種類 肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 混入した物の名称及び混入の割合 (%) 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地	* 4cm 2cm 1cm 1cm 1cm 1cm 1cm 1cm 1cm 1cm 1cm ↓

←————— 7. 2センチメートル以上 —————→

備考

- 1 保証票を第11条第9項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部2センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 2 肥料の正味重量が6キログラム以下の場合に付する保証票の幅、長さ及び横線の位置は、適宜のものとする。
- 3 原料の種類に記載は、第11条の2第1項第1号に規定する農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 4 材料の種類、名称及び使用量の記載は、第11条の2第1項第2号に規定する農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣の定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることがで

きる。

- 5 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 6 混入した物の名称及び混入の割合の記載は、法第25条ただし書の規定により異物を混入した場合に限る。
- 7 生産した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 8 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 9 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。

(2) 様式2

○	ナル ント ヤー上 2メ以
生産業者保証票	ナル ント ヤー上 2メ以
登録番号 肥料の種類 肥料の名称 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地	上 以 ル ト ー メ ナ ハ ン ヤ 8 . 8

← 7. 2センチメートル以上 →

備考

- 1 保証票を第11条第9項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部2センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 2 肥料の正味重量が6キログラム以下の場合に付する保証票の幅、長さ及び横線の位置は、適宜のものとする。
- 3 原料の種類の記事は、第11条の2第1項第1号に規定する農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 4 材料の種類、名称及び使用量の記載は、第11条の2第1項第2号に規定する農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣の定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。

- 5 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 6 生産した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 7 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 8 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。
- 9 主要な成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもって記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

(3) 様式 3

○	ナル ハト ヤ一ト 2メ以
登録外国生産肥料 生産業者保証票	ナル ハト ヤ一ト 2メ以
登録番号 肥料の種類 肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 混入した物の名称及び混入の割合 (%) 正味重量 生産した年月 登録外国生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地	上 以 ハ ト 一 メ ハ ハ ヤ ハ ハ

←————— 7. 2センチメートル以上 —————→

備考

- 1 保証票を第11条第9項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部2センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 2 肥料の正味重量が6キログラム以下の場合に付する保証票の幅、長さ及び横線の位置は、適宜のものとする。
- 3 原料の種類の記事は、第11条の2第1項第1号に規定する農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 4 材料の種類、名称及び使用量の記載は、第11条の2第1項第2号に規定する農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣の定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。

- 5 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 6 混入した物の名称及び混入の割合の記載は、法第33条の2第6項において準用する法第25条ただし書の規定により異物を混入した場合に限る。
- 7 生産した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 8 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 9 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。

(4) 様式4

○	ナル ント ヤー 2メ 以上
登録外国生産肥料 生産業者保証票	ナル ント ヤー 2メ 以上
登録番号 肥料の種類 肥料の名称 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 登録外国生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地	上 以 下 一 メ ナ ン ヲ セ ム 以上
主要な成分の含有量 炭素窒素比	〇 . 〇 以上

←————— 7. 2センチメートル以上 —————→

備考

- 1 保証票を第11条第9項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部2センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 2 肥料の正味重量が6キログラム以下の場合に付する保証票の幅、長さ及び横線の位置は、適宜のものとする。
- 3 原料の種類の記事は、第11条の2第1項第1号に規定する農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 4 材料の種類、名称及び使用量の記載は、第11条の2第1項第2号に規定する農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣の定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。

- 5 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 6 生産した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 7 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 8 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。
- 9 主要な成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもって記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

(5) 様式5

○	ナル ント セー 2メ以
仮 登 録 生 産 業 者 保 証 票	ナル ント セー 2メ以
仮登録番号 肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地	ナ 以 ル ト ー メ ナ セ 8 . 8

← 7. 2センチメートル以上 →

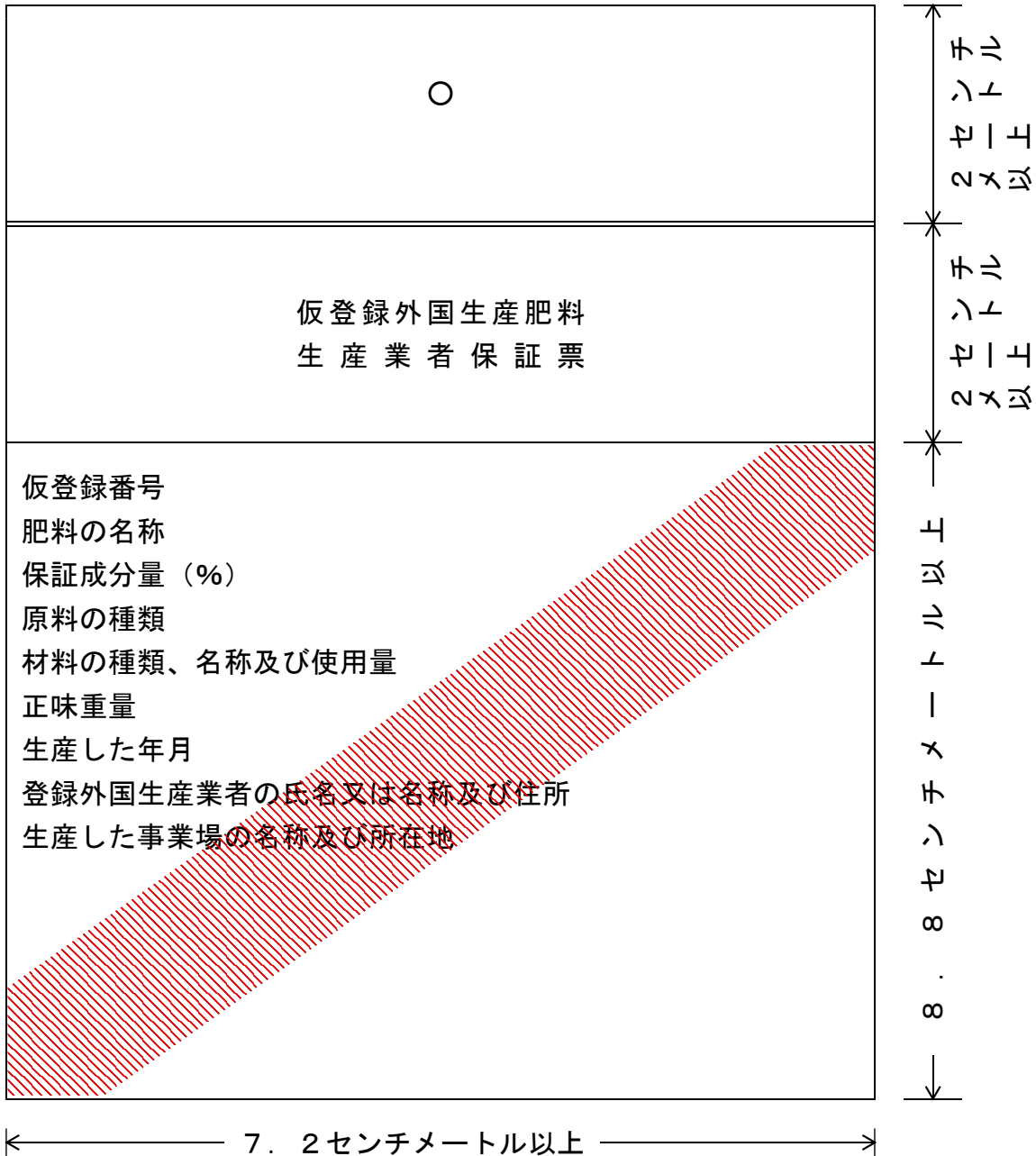
備考

- 1 仮登録の文字及び斜線の部分は、赤色とし、その幅は、おおむね1.7センチメートルとすること。
- 2 保証票を第11条第9項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部2センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 3 肥料の正味重量が6キログラム以下の場合に付する保証票の幅、長さ及び横線の位置は、適宜のものとする。
- 4 原料の種類の記事は、第11条の2第1項第1号に規定する農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 5 材料の種類、名称及び使用量の記載は、第11条の2第1項第2号に規定する農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣の定めるところにより、「材料

の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。

- 6 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 7 生産した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」を「仮登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 8 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「仮登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 9 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。

(6) 様式 6



備考

- 1 仮登録の文字及び斜線の部分は、赤色とし、その幅は、おおむね1.7センチメートルとすること。
- 2 保証票を第11条第9項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部2センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 3 肥料の正味重量が6キログラム以下の場合に付する保証票の幅、長さ及び横線の位置は、適宜のものとする。
- 4 原料の種類の記事は、第11条の2第1項第1号に規定する農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 5 材料の種類、名称及び使用量の記載は、第11条の2第1項第2号に規定する農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣の定めるところにより、「材料

の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。

- 6 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 7 生産した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」を「仮登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 8 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「仮登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 9 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。

(7) 様式7

○	ナル ント セーエ 2メ以
指 定 配 合 肥 料 生 産 業 者 保 証 票	ナル ント セーエ 2メ以
肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地	エ 以 ン ト ー メ ナ ン セ 8 . 8

←————— 7. 2センチメートル以上 —————→

備考

- 1 保証票を第11条第9項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部2センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 2 肥料の正味重量が6キログラム以下の場合に付する保証票の幅、長さ及び横線の位置は、適宜のものとする。
- 3 原料の種類の記事は、第11条の2第1項第1号に規定する農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 4 材料の種類、名称及び使用量の記載は、第11条の2第1項第2号に規定する農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣の定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。

- 5 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 6 生産した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 7 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 8 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。

(8) 様式 8

○	ナル ント ヤー上 2メ以
輸 入 業 者 保 証 票	ナル ント ヤー上 2メ以
登録番号 肥料の種類 肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 混入した物の名称及び混入の割合 (%) 正味重量 輸入した年月 輸入業者の氏名又は名称及び住所	上 以 ル ト ー メ ナ ン ヤ 8 8

←————— 7. 2センチメートル以上 —————→

備考

- 1 保証票を第11条第9項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部2センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 2 肥料の正味重量が6キログラム以下の場合に付する保証票の幅、長さ及び横線の位置は、適宜のものとする。
- 3 原料の種類の記事は、第11条の2第1項第1号に規定する農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 4 材料の種類、名称及び使用量の記載は、第11条の2第1項第2号に規定する農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣の定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。

- 5 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 6 生産した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「輸入した年月」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「輸入した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 7 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。
- 8 混入した物の名称及び混入の割合の記載は、公定規格で定める農薬その他の物が公定規格で定めるところにより混入された場合に限る。

(9) 様式9

○	ナル ント セーエ 2メ以
輸入業者保証票	ナル ント セーエ 2メ以
登録番号 肥料の種類 肥料の名称 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 輸入した年月 輸入業者の氏名又は名称及び住所	エ 以 ル ト ー メ ナ ン セ
----- 主要な成分の含有量 炭素窒素比	8 . 8

←————— 7. 2センチメートル以上 —————→

備考

- 1 保証票を第11条第9項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部2センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 2 肥料の正味重量が6キログラム以下の場合に付する保証票の幅、長さ及び横線の位置は、適宜のものとする。
- 3 原料の種類の記事は、第11条の2第1項第1号に規定する農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 4 材料の種類、名称及び使用量の記載は、第11条の2第1項第2号に規定する農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣の定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。

- 5 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 7 生産した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「輸入した年月」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「輸入した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 9 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。
- 10 主要な成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

(10) 様式10

○	登録外国生産肥料 輸入業者保証票
登録番号 肥料の種類 肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 混入した物の名称及び混入の割合 (%) 正味重量 生産した年月 登録外国生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 輸入した年月 輸入業者の氏名又は名称及び住所	

←————— 7. 2センチメートル以上 —————→

備考

- 1 保証票を第11条第9項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部2センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 2 肥料の正味重量が6キログラム以下の場合に付する保証票の幅、長さ及び横線の位置は、適宜のものとする。
- 3 原料の種類の記事は、第11条の2第1項第1号に規定する農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 4 材料の種類、名称及び使用量の記載は、第11条の2第1項第2号に規定する農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣の定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。

- 5 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 6 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 7 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。
- 8 混入した物の名称及び混入の割合の記載は、公定規格で定める農薬その他の物が公定規格で定めるところにより混入された場合に限る。
- 9 生産した年月又は輸入した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」若しくは「輸入した年月」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」若しくは「輸入した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産した年月及び輸入した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び輸入した年月の前にそれぞれ「生産年月」及び「輸入年月」の文字を付して記載するものとする。

(11) 様式11

○	ナル ント セー 2メ 以上
登録外国生産肥料 輸入業者保証票	ナル ント セー 2メ 以上
登録番号 肥料の種類 肥料の名称 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 登録外国生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 輸入した年月 輸入業者の氏名又は名称及び住所	上 以 下 ー メ ナ ント セ ー 8 . 8
主要な成分の含有量 炭素窒素比	8

← 7. 2センチメートル以上 →

備考

- 1 保証票を第11条第9項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部2センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 2 肥料の正味重量が6キログラム以下の場合に付する保証票の幅、長さ及び横線の位置は、適宜のものとする。
- 3 原料の種類の記事は、第11条の2第1項第1号に規定する農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 4 材料の種類、名称及び使用量の記載は、第11条の2第1項第2号に規定する農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣の定めるところにより、「材料

の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。

- 5 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 6 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 7 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。
- 8 生産した年月又は輸入した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」若しくは「輸入した年月」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」若しくは「輸入した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産した年月及び輸入した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び輸入した年月の前にそれぞれ「生産年月」及び「輸入年月」の文字を付して記載するものとする。
- 9 主要な成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

(12) 様式12

○	ナル ント セー 2メ 以上
仮 登 録 輸 入 業 者 保 証 票	ナル ント セー 2メ 以上
仮登録番号 肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 輸入した年月 輸入業者の氏名又は名称及び住所	ナル ント セー 2メ 以上

←————— 7. 2センチメートル以上 —————→

備考

- 1 保証票を第11条第9項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部2センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 2 肥料の正味重量が6キログラム以下の場合に付する保証票の幅、長さ及び横線の位置は、適宜のものとする。
- 3 原料の種類の記事は、第11条の2第1項第1号に規定する農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 4 材料の種類、名称及び使用量の記載は、第11条の2第1項第2号に規定する農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣の定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。

- 5 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 6 生産した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「輸入した年月」を「仮登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「輸入した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 7 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。
- 8 仮登録の文字及び斜線の部分は、赤色とし、その幅は、おおむね1.7センチメートルとすること。

(13) 様式13

○	ナル ント セー 2メ 以上
仮登録外国生産肥料 輸入業者保証票	ナル ント セー 2メ 以上
仮登録番号 肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 登録外国生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 輸入した年月 輸入業者の氏名又は名称及び住所	ナ ン ト ー メ ナ ン セ 8 . 8

← 7. 2センチメートル以上 →

備考

- 1 保証票を第11条第9項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部2センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 2 肥料の正味重量が6キログラム以下の場合に付する保証票の幅、長さ及び横線の位置は、適宜のものとする。
- 3 原料の種類の記事は、第11条の2第1項第1号に規定する農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 4 材料の種類、名称及び使用量の記載は、第11条の2第1項第2号に規定する農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣の定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。

- 5 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 6 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「仮登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 7 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。
- 8 仮登録の文字及び斜線の部分は、赤色とし、その幅は、おおむね1.7センチメートルとすること。
- 9 生産した年月又は輸入した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」若しくは「輸入した年月」を「仮登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」若しくは「輸入した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産した年月及び輸入した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び輸入した年月の前にそれぞれ「生産年月」及び「輸入年月」の文字を付して記載するものとする。

(14) 様式14

○	ナル ント セーエ 2メ以
指 定 配 合 肥 料 輸 入 業 者 保 証 票	ナル ント セーエ 2メ以
肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 輸入した年月 輸入業者の氏名又は名称及び住所	エ 以 ニ ト ー メ ナ ン セ 8 . 8

←————— 7. 2センチメートル以上 —————→

備考

- 1 保証票を第11条第9項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部2センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 2 肥料の正味重量が6キログラム以下の場合に付する保証票の幅、長さ及び横線の位置は、適宜のものとする。
- 3 原料の種類の記事は、第11条の2第1項第1号に規定する農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 4 材料の種類、名称及び使用量の記載は、第11条の2第1項第2号に規定する農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣の定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。

- 5 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 6 輸入した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「輸入した年月」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「輸入した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 7 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷年月」の文字を付して記載するものとする。

(15) 様式15

○	ナル ント セーエ 2メ以
販売業者保証票	ナル ント セーエ 2メ以
肥料の種類 肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 混入した物の名称及び混入の割合 (%) 正味重量 生産（輸入）した年月 生産業者（輸入業者）の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所	エ 以 ン ト ー メ ナ ト セ 8 . 8

←————— 7. 2センチメートル以上 —————→

備考

- 1 保証票を第11条第9項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部2センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 2 肥料の正味重量が6キログラム以下の場合に付する保証票の幅、長さ及び横線の位置は、適宜のものとする。
- 3 原料の種類の記事は、第11条の2第1項第1号に規定する農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 4 材料の種類、名称及び使用量の記載は、第11条の2第1項第2号に規定する農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣の定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。

- 5 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 6 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「肥料の種類」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 7 混入した物の名称及び混入の割合の記載は、公定規格で定める農薬その他の物が公定規格で定めるところにより混入された場合に限る。
- 8 生産（輸入）した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の種類」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産（輸入）年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。

(16) 様式16

○	ナル ント セーエ 2メ以
販売業者保証票	ナル ント セーエ 2メ以
肥料の種類 肥料の名称 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産（輸入）した年月 生産（輸入業者）の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所	エ 以 ン ト ー メ ナ ハ セ 8 . 8

←————— 7. 2センチメートル以上 —————→

備考

- 1 保証票を第11条第9項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部2センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 2 肥料の正味重量が6キログラム以下の場合に付する保証票の幅、長さ及び横線の位置は、適宜のものとする。
- 3 原料の種類の記事は、第11条の2第1項第1号に規定する農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 4 材料の種類、名称及び使用量の記載は、第11条の2第1項第2号に規定する農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣の定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。

- 5 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 6 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「肥料の種類」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 7 生産（輸入）した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の種類」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産（輸入）年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。
- 8 主要な成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもつて記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

(17) 様式17

○	ナル ント セーエ 2メ以
登録外国生産肥料 販売業者保証票	ナル ント セーエ 2メ以
肥料の種類 肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 混入した物の名称及び混入の割合 (%) 正味重量 生産した年月 登録外国生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所	エ 以 ン ト ー メ ナ ント セ 8 . 8

← 7. 2センチメートル以上 →

備考

- 1 保証票を第11条第9項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部2センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 2 肥料の正味重量が6キログラム以下の場合に付する保証票の幅、長さ及び横線の位置は、適宜のものとする。
- 3 原料の種類の記事は、第11条の2第1項第1号に規定する農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 4 材料の種類、名称及び使用量の記載は、第11条の2第1項第2号に規定する農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣の定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。

- 5 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 6 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「肥料の種類」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 7 混入した物の名称及び混入の割合の記載は、公定規格で定める農薬その他の物が公定規格で定めるところにより混入された場合に限る。
- 8 生産した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の種類」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。

(18) 様式18

○	ナル ント セーエ 2メ以
登録外国生産肥料 販売業者保証票	ナル ント セーエ 2メ以
肥料の種類 肥料の名称 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産した年月 登録外国生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所	エ 以 ン ト ー メ ナ ハ セ 8
主要な成分の含有量 炭素窒素比	. 8

← 7. 2センチメートル以上 →

備考

- 1 保証票を第11条第9項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部2センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 2 肥料の正味重量が6キログラム以下の場合に付する保証票の幅、長さ及び横線の位置は、適宜のものとする。
- 3 原料の種類の記事は、第11条の2第1項第1号に規定する農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 4 材料の種類、名称及び使用量の記載は、第11条の2第1項第2号に規定する農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣の定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。

- 5 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 6 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「肥料の種類」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 7 生産した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の種類」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。
- 8 主要な成分の含有量については、生産した事業場における平均的な測定値をもって記載することができる。この場合において、その旨を併せて記載するものとする。

(19) 様式19

○	ナル ント セーエ 2メ以
仮 登 録 販 売 業 者 保 証 票	ナル ント セーエ 2メ以
肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産（輸入）した年月 生産業者（輸入業者）の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所	エ 以 ル ト ー メ ナ ハ セ 8 . 8

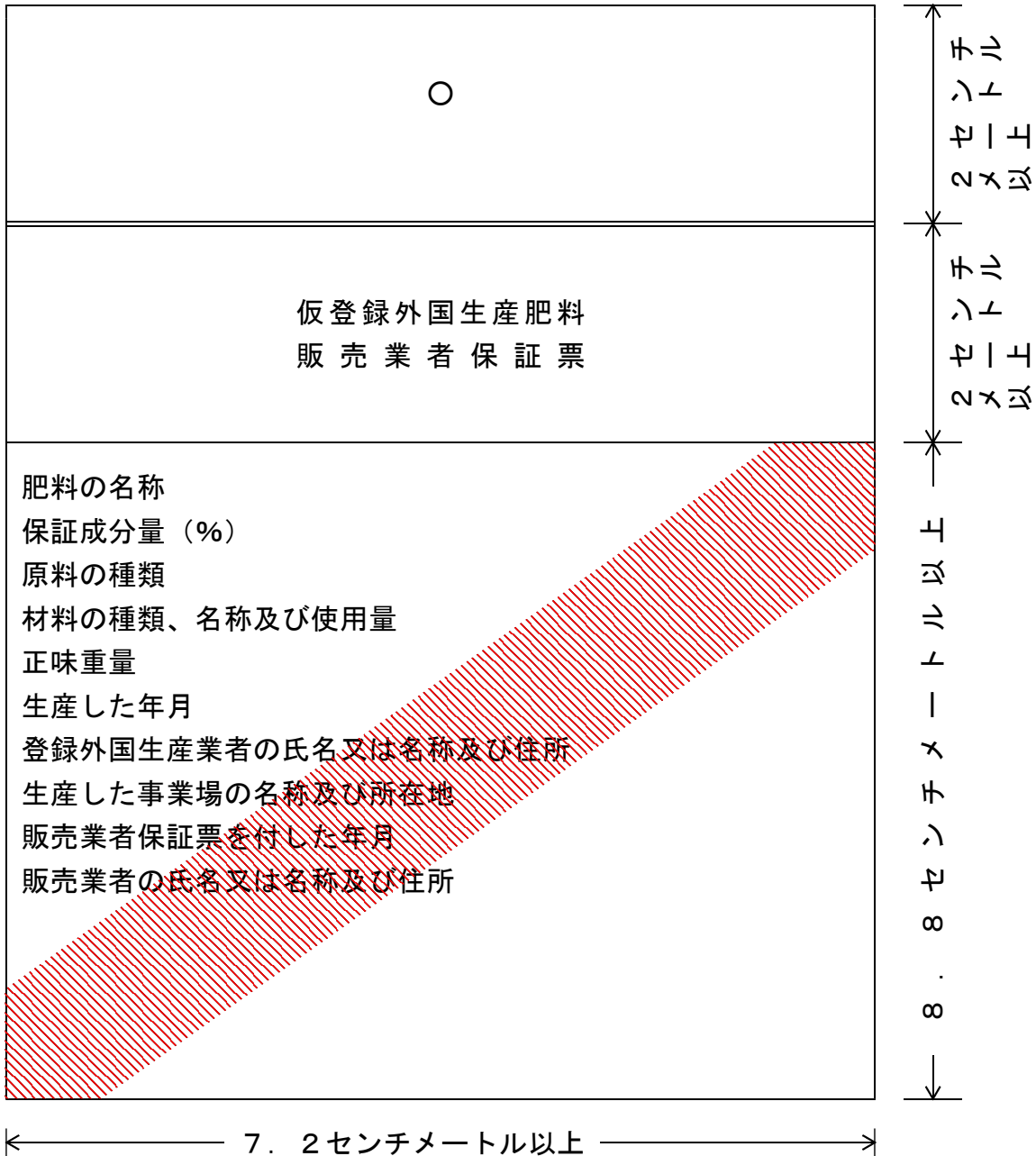
← 7. 2センチメートル以上 →

備考

- 1 保証票を第11条第9項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部2センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 2 肥料の正味重量が6キログラム以下の場合に付する保証票の幅、長さ及び横線の位置は、適宜のものとする。
- 3 原料の種類の記事は、第11条の2第1項第1号に規定する農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 4 材料の種類、名称及び使用量の記載は、第11条の2第1項第2号に規定する農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣の定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。

- 5 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 6 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 7 仮登録の文字及び斜線の部分は、赤色とし、その幅は、おおむね1.7センチメートルとすること。
- 8 生産（輸入）した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産（輸入）年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。

(20) 様式20



備考

- 1 保証票を第11条第9項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部2センチメートルの部分には、付けなくてもよい。
- 2 肥料の正味重量が6キログラム以下の場合に付する保証票の幅、長さ及び横線の位置は、適宜のものとする。
- 3 原料の種類の記事は、第11条の2第1項第1号に規定する農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 4 材料の種類、名称及び使用量の記載は、第11条の2第1項第2号に規定する農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣の定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。

- 5 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 6 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 7 仮登録の文字及び斜線の部分は、赤色とし、その幅は、おおむね1.7センチメートルとすること。
- 8 生産した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。

(21) 様式21

○	指 定 配 合 肥 料 販 売 業 者 保 証 票
肥料の名称 保証成分量 (%) 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産（輸入）した年月 生産業者（輸入業者）の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所	

←———— 7. 2センチメートル以上 —————→

備考

- 1 保証票を第11条第9項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部2センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 2 肥料の正味重量が6キログラム以下の場合に付する保証票の幅、長さ及び横線の位置は、適宜のものとする。
- 3 原料の種類の記事は、第11条の2第1項第1号に規定する農林水産大臣の指定する普通肥料に限る。
- 4 材料の種類、名称及び使用量の記載は、第11条の2第1項第2号に規定する農林水産大臣の指定する材料が使用された普通肥料に限る。この場合において、「材料の種類、名称及び使用量」の字句は、農林水産大臣の定めるところにより、「材料の種類及び名称」、「材料の種類及び使用量」又は「材料の種類」とすることができる。

- 5 原料の種類又は材料の種類、名称及び使用量をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」又は「材料の種類、名称及び使用量」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 6 生産した事業場の名称及び所在地をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した事業場の名称及び所在地」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した事業場の名称及び所在地」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 7 生産（輸入）した年月又は販売業者保証票を付した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産（輸入）した年月」若しくは「販売業者保証票を付した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。ただし、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月を他の箇所に記載する場合には、生産（輸入）した年月及び販売業者保証票を付した年月の前にそれぞれ「生産（輸入）年月」及び「添付年月」の文字を付して記載するものとする。

Ⅲ 特殊肥料の品質表示について

1 はじめに

特殊肥料のうち、「堆肥」と「動物の排せつ物」については、特殊肥料の品質表示基準に基づき、品質表示が必要です。

2 品質表示の記載例

品質表示については、下の記載例を参考に表示してください。

品質表示基準で表示することが定められた事項以外は、この品質表示の枠の中に記載することはできません。

肥料取締法に基づく表示	
肥料の名称	〇〇〇〇 *1
肥料の種類	堆肥 *2
届出をした都道府県	〇〇県 *3
表示者の氏名又は名称及び住所	*4 〇〇〇〇株式会社 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
正味重量	20キログラム(20リットル) *5
生産した年月	平成〇〇年〇〇月 *6
原料	(原料) 牛ふん、肉骨粉、鶏ふん、わら類、樹皮、骨炭粉末 *7
	備考: 1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。 2 この肥料には牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。 *8 3 肉骨粉及び骨炭粉末は、牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。 *9 4 腐熟を促進するために尿素を使用したものである。 *10 5 牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために消石灰を5%使用したものである。 *11
主要な成分の含有量等	窒素全量 3.0 % *12
	*17 リン酸全量 3.0 % *12
	加里全量 0.5 %未満 *12
	銅全量 350 mg/kg *13
	亜鉛全量 950 mg/kg *14
	石灰全量 15.0 % *15
	炭素窒素比 5 *16

2cm
以上

8.8cm
以上

7.2cm以上

- *1 特殊肥料生産業者届出書や特殊肥料輸入業者届出書で届け出たとおりの肥料の名称を記載してください。
- *2 動物の排せつ物の場合は、「動物の排せつ物」と記載してください。
- *3 生産業者が表示する場合は、特殊肥料生産業者届出書を届け出た都道府県名を、輸入業者が表示する場合は、特殊肥料輸入業者届出書を届け出た都道府県名を、販売業者が表示する場合は、肥料販売業務開始届出書を届け出た都道府県名を記載してください。
- *4 肥料を生産した場合は、生産業者が表示者となり、特殊肥料生産業者届出書で届け出たとおりに記載します。
肥料を輸入した場合は、輸入業者が表示者となり、特殊肥料輸入業者届出書で届け出たとおりに記載します。
肥料が入っている袋などを開いたとき、肥料をつめかえたとき、バラの肥料を袋などに入れた場合に限り、販売業者が表示者となります。肥料販売業務開始届出書で届け出たとおりに記載します。
- *5 キログラム単位で表示してください。同時に容積量をリットル単位で併記することもできます。容積量（リットル単位）だけを表示することはできません。
- *6 (1) 表示方法は、次のいずれかの例により記載してください。
ア 平成26年4月
イ 26. 4
ウ 2014. 4
(2) 肥料を輸入した場合は、標題を「輸入した年月」とし、輸入した年月を記載してください。
(3) 販売業者が表示する場合、販売業者が生産した年月や輸入した年月を知らないときは、標題を「表示した年月」とし、表示をした年月を記載してください。
(4) この表示票の中に表示することが困難な場合は、「生産した年月」（「輸入した年月」「表示した年月」）の欄に記載する場所を表示し、その場所に表示することができます。
- *7 原料の記載方法について
(1) 「鶏ふん」、「もみがら」などの最も一般的な名称で原料を表示してください。
(2) 生産に当たって使用された重量の大きい原料から順に記載することとし、表示例のように備考で重量の大きい順であることを記載してください。
(3) この表示票の中に表示することが困難な場合は、（原料）の欄に記載する場所を表示し、その場所に表示することができます。
- *8 ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質が使用されている場合は、次の区分に従って備考欄に次のように記載してください。
(1) 牛由来の原料を含まない場合
この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。
(2) 牛由来の原料を含む場合
この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないとこ

ろで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

*9 牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものについては、備考欄に次のように記載してください。

△△△は、牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。

*10 生産に当たって腐熟を促進する材料が使用されるものについては、その材料の名称を明記して、備考欄にこのように記載してください。

*11 牛、めん羊、山羊及び鹿の摂取防止に効果があると認められる材料が使用されたものについては、次の例のようにその材料の名称及び使用量を記載してください。

(例)

牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために△△△を△%使用したものである。

*12 窒素全量、りん酸全量、加里全量については、小数点以下第1位までを%単位で表示してください。現物当たりの含有量が0.5%未満の場合は、「0.5%未満」と表示することができます。

*13 豚ふんを原料として使用するものであって、銅全量を現物1キログラム当たり300ミリグラム以上含有する場合に限り、mg/kgの単位で整数で表示してください。

*14 豚ふんや鶏ふんを原料として使用するものであって、亜鉛全量を現物1キログラム当たり900ミリグラム以上含有する場合に限り、mg/kgの単位で整数で表示してください。

*15 石灰を原料として使用するものであって、石灰全量を現物1キログラム当たり150グラム以上含有する場合に限り、小数点以下第1位までを%単位で表示してください。

*16 炭素窒素比は、整数で表示してください。

*17 主要な成分の含有量等は、現物当たりで表示することが基本ですが、現物当たりでの表示が困難な場合は、標題を「主要な成分の含有量等（乾物当たり）」と記載し、乾物当たりの数字で記載することができます。

この場合、炭素窒素比の表示の下に、水分含有量を小数点以下第1位までの数字で%単位で表示してください。

3 品質表示の表示の仕方について

(1) 肥料を容器に入れる場合

肥料の最小単位ごとに、容器の外部の見やすい場所に、直接印刷するか、表示事項を記載した用紙を容器からはがれないようにつけてください。

(2) バラの場合

表示事項を記載した用紙を手渡しなどで相手に渡してください。

4 品質表示票の大きさ

品質表示票の大きさは、記載例のとおりですが、肥料の正味重量が6キログラム未満の場合は、適宜大きさを定めることができます。

5 表示に用いる文字の色や大きさ

- (1) 表示に用いる文字の色は、背景の色と対照的な色にしてください。
- (2) 表示に用いる文字は、消費者の見やすい大きさ、書体にしてください。

IV 特殊肥料の一般的表示について

1 はじめに

「堆肥」と「動物の排せつ物」以外の特殊肥料については、次に記載する表示をしてください。

2 表示例

		2 cm以上 *1
特殊肥料		2 cm以上
指定名	肉かす *2	8 cm以上
肥料の名称	〇〇〇〇 *3	
届出を受理した都道府県名	〇〇県 *4 第〇〇〇号 *5	
原料	牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。*6 牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するためにパームアッシュを10%使用したものである。*7 この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。*8	
正味重量	20キログラム	
生産した年月 *9	平成〇〇年〇〇月 *10	
生産業者の氏名又は名称及び住所 *11	〇〇〇〇株式会社 *12 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	
販売業者の氏名又は名称及び住所 *13		
7 cm以上		

*1 この部分は、肥料を入れる容器に、この表示票をしばりつけたり、ぬいつける場合以外は、必要ありません。

*2 「特殊肥料等の指定」（昭和25年6月20日農林省告示第177号）の一で指定された名称を記載してください。

*3 特殊肥料生産業者届出書や特殊肥料輸入業者届出書で届け出たとおりの肥料の名称を記載してください。

- *4 表示者が、特殊肥料生産業者届出書や特殊肥料輸入業者届出書、肥料販売業務開始届出書を届け出た都道府県名を記載してください。
- *5 *4の届出に対する届出受理番号がある場合には、それを記載してください。また、輸入した肥料については、表示の下部等に原産国（原産地）を表示している場合は、複数の都道府県を併記できます。
- *6 牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものについては、原料の欄に次のように記載してください。
△△△は、牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認をおけた工程において製造されたものである。
- *7 牛、めん羊、山羊及び鹿の摂取防止に効果があると認められる材料が使用されたものについては、容器の見やすい場所に次の例のような文言を記載してください。
- （例）
牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために△△△を△%使用したものである。
- *8 ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質が使用されている場合は、容器の見やすい場所に次の区分に従って記載してください。
- (1) 牛由来の原料を含まない場合
この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。
- (2) 牛由来の原料を含む場合
この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。
- *9 輸入された肥料については、標題を「輸入した年月」として輸入した年月を記載してください。
- また、販売業者が表示する場合、生産した年月や輸入した年月を知らないときは、標題を「添付した年月」とし、この表示を添付した年月を記載してください。
- *10 年月をこの様式の中に記載することが困難な場合は、この「生産した年月」「輸入した年月」欄に年月を表示する場所を記載し、その場所に表示することができます。
- *11 輸入した肥料の場合は、標題を「輸入業者の氏名又は名称及び住所」としてください。
- *012 特殊肥料生産業者届出書や特殊肥料輸入業者届出書で届け出たとおりに記載してください。
- *13 販売業者が表示する場合に限り、この欄を設け、肥料販売業務開始届出書で届け出たとおりに記載することができます。
- 14 輸入した肥料の場合は、表示の下部等に原産国を表示してください。なお、国名よりも地名のほうが一般に知られている場合には、原産国名ではなく、原産地名を表示することができます。表示方法は次のとおりです。

表示例

△△国製、 MADE IN△△、 原産国：△△、 原産地：△△

v 施用上の注意などの表示について

今までに説明したもののほか、下の表の左欄に示されている肥料には、右欄に定められた表示が必要です。

肥料取締法に規定される肥料は通常施用に当たって問題となるものではありませんが、下記肥料については、その取扱い及び施用方法により作物等に被害を及ぼすことがあるものとして特別に注意事項を表示するよう定めたものです。

農林水産大臣の定める普通肥料	農林水産大臣の定める表示事項
1 石灰窒素が原料として使用された普通肥料（原料が石灰窒素に限られたもの及び化学的操作を加えたものを除く。）	この肥料には、石灰窒素が入っていますから、施用後24時間以内は飲酒しないで下さい。
2 たばこくずが原料として使用された普通肥料	この肥料には、たばこくず（粉末）が入っていますから、桑園又はその付近において使用すると、桑の葉にニコチンが吸収されて、蚕に害を与えることがあります。
3 土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用された尿素、液状複合肥料又は家庭園芸用複合肥料	この肥料には、硝酸化成抑制材が入っていますから、葉面散布用に使用しないで下さい。
4 チオ硫酸アンモニウムが原料として使用された液状窒素肥料	この肥料には、チオ硫酸アンモニウムが入っていますから、過剰施用に注意するとともに、施用後一週間以内は播種しないで下さい。
5 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の1のア、イ又はウに定めるほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。）が原料として使用された普通肥料（6に掲げるものを除く。）	この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。

<p>6 牛由来の原料を原料として 生産された普通肥料</p>	<p>この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。</p>
-------------------------------------	---

VI その他の注意表示について

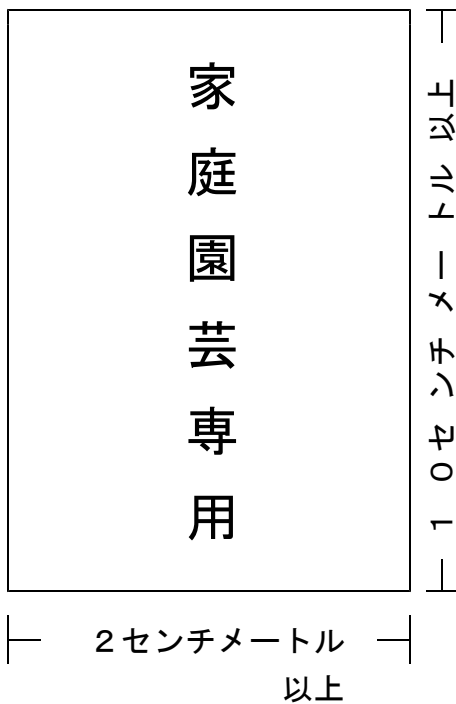
りん酸第一石灰やりん酸第一加里は、農家が農薬である石灰硫黄合剤と混合してしまうと、有毒ガスである硫化水素が発生し、過去に重大な事故が生じています。このような事故を防ぐため、りん酸第一石灰やりん酸第一加里を原料にした肥料で、石灰硫黄合剤と混合してしまう恐れのある肥料には、次の表示をしてください。表示方法は、農家などに渡る肥料の最小単位の袋などの外部と、パンフレットなどの見やすい場所に表示してください。

「石灰硫黄合剤」と混合すると、有毒ガスが発生する恐れがあり、危険ですから混用は行わないこと。
--

Ⅶ 「家庭園芸専用」の表示について

肥料取締法に基づく肥料取締制度の中で、「家庭園芸用肥料」として取り扱われるためには、正味重量が10kg以下であるとともに、下の様式の表示が必要となります。

肥料取締法施行規則第一条の用途が専ら家庭園芸用である旨の表示は「家庭園芸専用」の字句をもつて、容器又は包装の外部の見やすい場所に明りように行うこととし、標準的な様式は次のとおりとする。



又は

